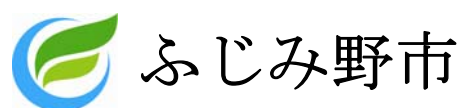


広域ごみ処理施設整備に係る
生活環境影響調査書

平成24年3月



はじめに

ふじみ野市と三芳町は、共同により、平成28年度の施設稼働を目標に、新しいごみ処理施設の整備に向けた準備を進めており、そのひとつとして「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「生活環境影響調査」を実施しました。

生活環境影響調査とは、これから建設するごみ処理施設が周辺的生活環境にどのような影響を及ぼすかについて事前に予測を行い、その結果を分析することにより、地域の状況に応じた環境保全措置を検討し、周辺地域の生活環境の保全に配慮した施設計画づくりを目指すものです。

住民の皆様方には、生活環境を保全する上で必要となる情報やご意見又は事業計画に関する質問等様々な意見を頂き、本事業に係る生活環境影響調査書をよりよいものとしていきたいと考えております。



ふじみ野市PR大使『ふじみん』

目 次

第1章 施設の設置に関する計画

第1節 設置者の名称及び所在地	1-1
1-1 事業の目的	1-1
1-2 計画対象地域	1-2
第2節 施設の設置場所	1-2
第3節 設置する施設の種類	1-2
3-1 施設整備の基本方針	1-4
3-2 事業工程	1-4
第4節 施設において処理する廃棄物の種類	1-5
第5節 施設の処理能力	1-5
第6節 施設の処理方式	1-6
第7節 施設の構造及び設備	1-10
第8節 公害防止計画	1-13
第9節 運搬計画	1-14
第10節 供給設備計画	1-16
第11節 新たなコミュニティ空間の整備（余熱利用施設）	1-16

第2章 生活環境影響調査項目の選定

第1節 生活環境影響調査の流れ	2-1
第2節 選定した項目及びその理由	2-2
第3節 選定しなかった項目及びその理由	2-3

第3章 生活環境影響調査の結果

第1節 大気質	3-1
1-1 調査対象地域	3-1
1-2 現況把握	3-1
1-3 予 測	3-36
1-4 影響の分析	3-64
第2節 騒 音	3-70
2-1 調査対象地域	3-70
2-2 現況把握	3-70
2-3 予 測	3-79
2-4 影響の分析	3-90

第3節 振 動	3-93
3-1 調査対象地域	3-93
3-2 現況把握	3-93
3-3 予 測	3-97
3-4 影響の分析	3-105
第4節 悪 臭	3-108
4-1 調査対象地域	3-108
4-2 現況把握	3-108
4-3 予 測	3-118
4-4 影響の分析	3-122
第5節 低周波音	3-125
5-1 調査対象地域	3-125
5-2 現況把握	3-125
5-3 予 測	3-131
5-4 影響の分析	3-133
第6節 交 通	3-135
6-1 調査対象地域	3-135
6-2 現況把握	3-135
6-3 予 測	3-147
6-4 影響の分析	3-150
第7節 景 観	3-153
7-1 調査対象地域	3-153
7-2 現況把握	3-153
7-3 予 測	3-157
7-4 影響の分析	3-161
第8節 日照阻害	3-163
8-1 調査対象地域	3-163
8-2 現況把握	3-163
8-3 予 測	3-165
8-4 影響の分析	3-171

第4章 総合的な評価

第1節 現況把握、予測・影響の分析の結果	4-1
第2節 施設の設置に関する計画に反映した事項及びその内容	4-2
第3節 維持管理に関する計画に反映した事項及びその内容	4-4

第1章 施設の設置に関する計画

第1章 施設の設置に関する計画

第1節 設置者の名称及び所在地

設置者の名称：ふじみ野市（以下「本市」という。）

代表者の氏名：ふじみ野市長 高畑 博

所在地：埼玉県ふじみ野市福岡1-1-1

1-1 事業の目的

21世紀に入り、地球規模での環境対策が求められる中、ごみ処理については、資源循環型社会の形成に向けて取組みが進められている。

国は廃棄物を対象とした循環型社会への関与を更に拡充するために、循環型社会形成推進交付金の制度を一部改変し、効率的に廃棄物発電が可能なごみ処理施設に対し、交付率の拡大を打ち出している。現在では、新規に整備されるごみ焼却施設は、「ごみ発電施設」として位置づけられてきており、ごみからのエネルギー回収がより推進されている。

このような状況をふまえ、埼玉県が平成20年3月に策定した「第2次埼玉県ごみ処理広域化計画」、ふじみ野市、三芳町（以下「両市町」という。）が平成21年3月に策定した「ごみ処理広域化基本計画」等の関連計画に基づき、両市町が効率的かつ効果的にごみ処理を行うべく、新しいごみ処理施設の整備を含む、未来の循環型社会を見据えた各種施策を展開している。

一方、両市町で現在稼働しているふじみ野市上福岡清掃センター、ふじみ野市大井清掃センターや三芳町清掃工場は、ともに設置から長期間経過し老朽化が進んでいる。これらの施設は、資源化機能が十分ではなく、廃棄物発電などのエネルギー回収機能もないことから循環型社会の形成に向け、新しいごみ処理施設の整備が急務となっている。

本事業はこのような状況をふまえ、両市町が求める循環型社会の基盤となる新ごみ処理施設を整備するものである。

1-2 計画対象地域

計画対象地域は、図1-1-1に示すとおりである。

計画対象地域は、両市町の行政区域全域とする。

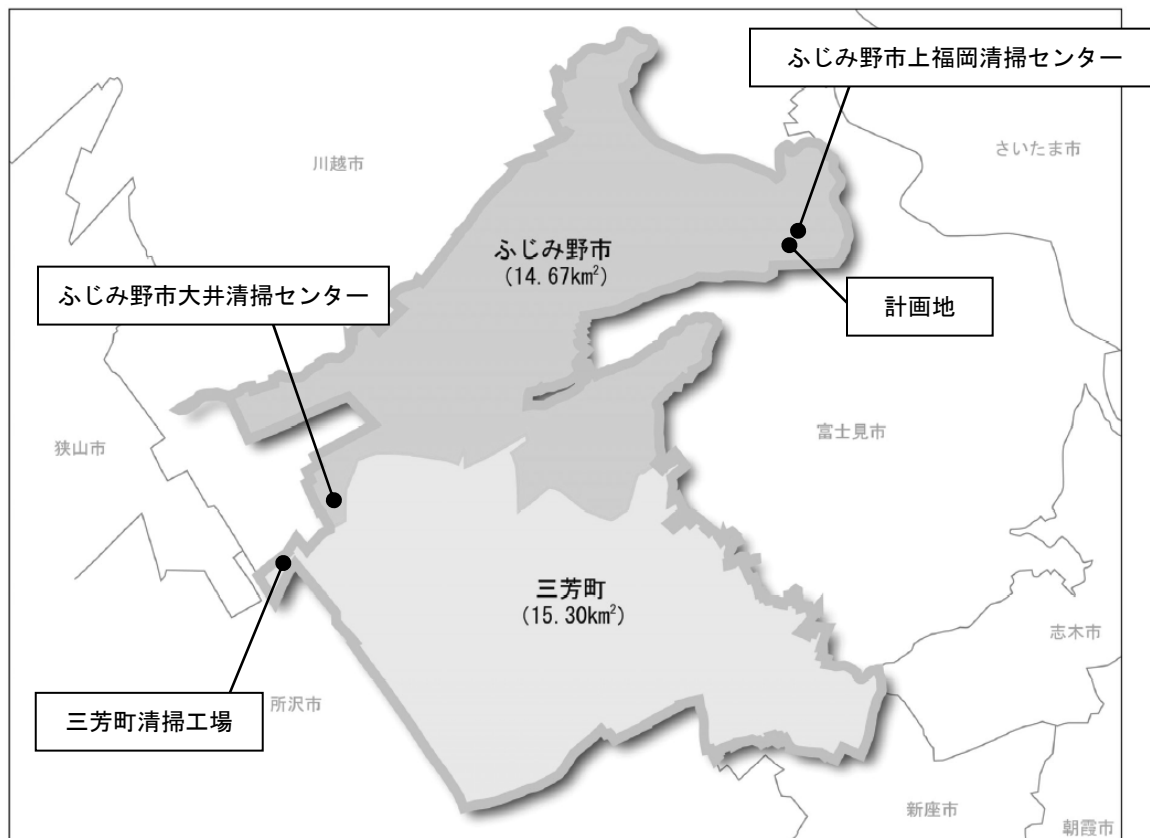


図1-1-1 計画対象地域及び既存施設等

第2節 施設の設置場所

計画地の位置 : ふじみ野市駒林字北伊佐島1093-3外(図1-2-1参照。)

計画地面積 : 約35,400m²

都市計画区域 : 市街化調整区域

用途地域 : 指定なし

第3節 設置する施設の種類

熱回収施設、リサイクルセンター、余熱利用施設

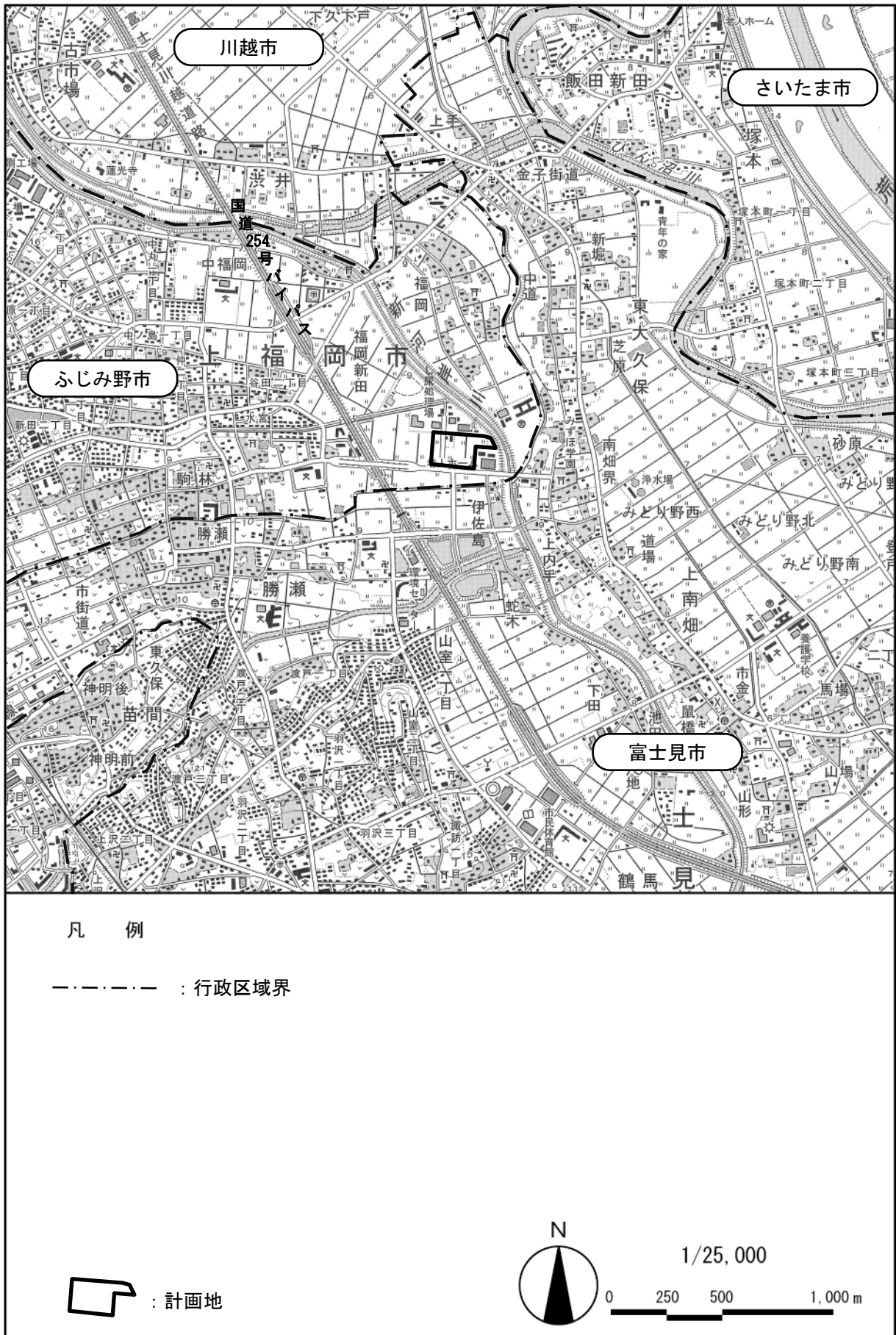


図1-2-1 位置図

3-1 施設整備の基本方針

施設整備の基本方針は、次に示すとおりである。

1. 安全・安心に優れた施設

処理が安全に行われ、周辺住民に安心を与えられる施設とする。

2. 環境負荷を低減する施設

ダイオキシン類などの有害物質の排出量を削減し、環境にやさしい施設とする。

3. 安定稼働に配慮した施設

処理が円滑かつ長期的に安定して行える施設とする。

4. 3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進する施設

発生抑制されたごみの再利用や再生利用を推進する施設とする。

5. 循環的利用と適正な処分に優れた施設

資源の循環的利用や熱の有効利用を目指した施設とする。

省エネルギー化が図られる施設とする。

資源化の向上を図るとともに、最終処分量の減量化を推進した施設とする。

6. 公平性を基本とした施設

分別・収集から中間処理・最終処分に至るまで、両市町の公平性を基本とした施設とする。

7. 経済性・効率性を確保した施設

処理施設の集約化などによる経費の削減など広域化のメリットを活かした効率的な施設とする。

3-2 事業工程

広域ごみ処理施設整備の事業工程は、表1-3-1に示すとおりである。

表1-3-1 広域ごみ処理施設整備の事業工程

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
都市計画決定	■				
事業者選定	■				
ごみ処理施設建設工事		■	■	■	
広域ごみ処理施設稼働					■

第4節 施設において処理する廃棄物の種類

施設において処理する廃棄物の種類は、表1-4-1に示すとおりである。

表1-4-1 施設において処理する廃棄物の種類

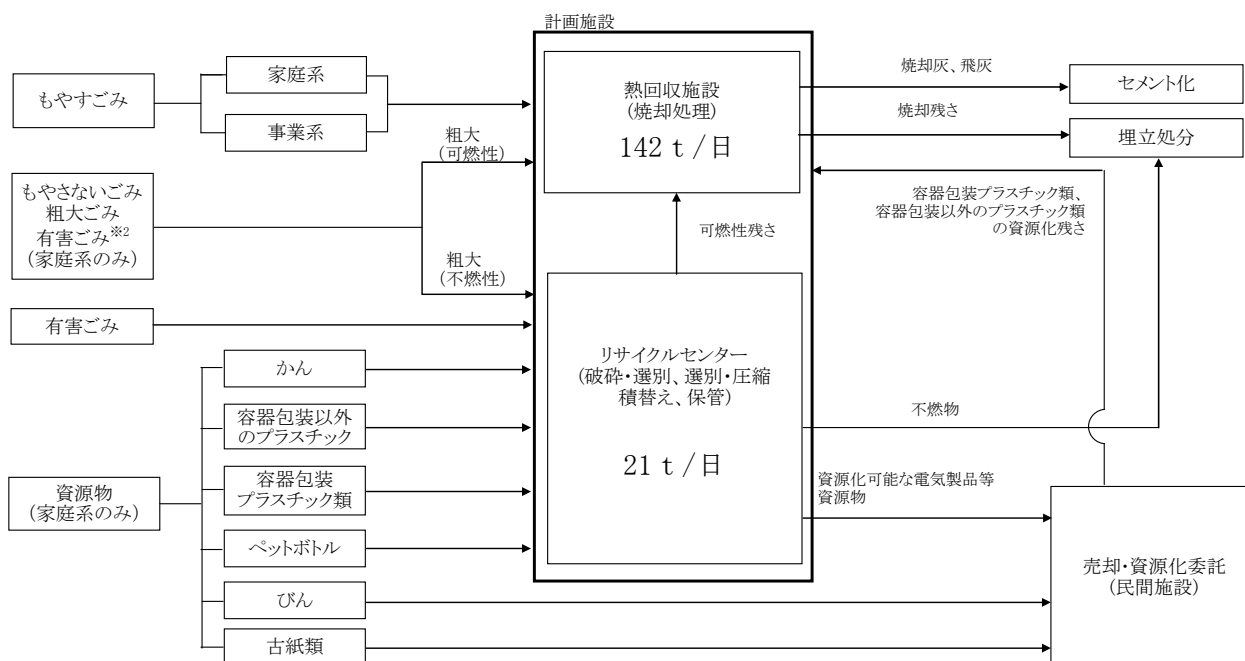
施設	処理方法	処理対象物
熱回収施設	焼却	もやすごみ リサイクルセンターからの可燃性残さ 災害廃棄物
リサイクルセンター	破碎・選別	もやさないごみ 粗大ごみ（可燃性又は不燃性） 容器包装以外のプラスチック類 有害ごみ（使い捨てライター）
	選別・圧縮	かん
	積替え	ペットボトル 容器包装プラスチック類
	保管 ^{※1}	有害ごみ（乾電池、蛍光管、かがみ、体温計など）、びん、古紙類

備考) ※1 直接搬入車両による「びん、古紙類」の保管場所も確保する。

第5節 施設の処理能力

広域ごみ処理フローは、図1-5-1に示すとおりである。

熱回収施設の処理能力は、1日当たり142t（71t×2炉）、リサイクルセンターの処理能力は、1日当たり21t（5時間稼働）である。



※2 使い捨てライターを示す。

図1-5-1 広域ごみ処理フロー

第6節 施設の処理方式

<熱回収施設の概要>

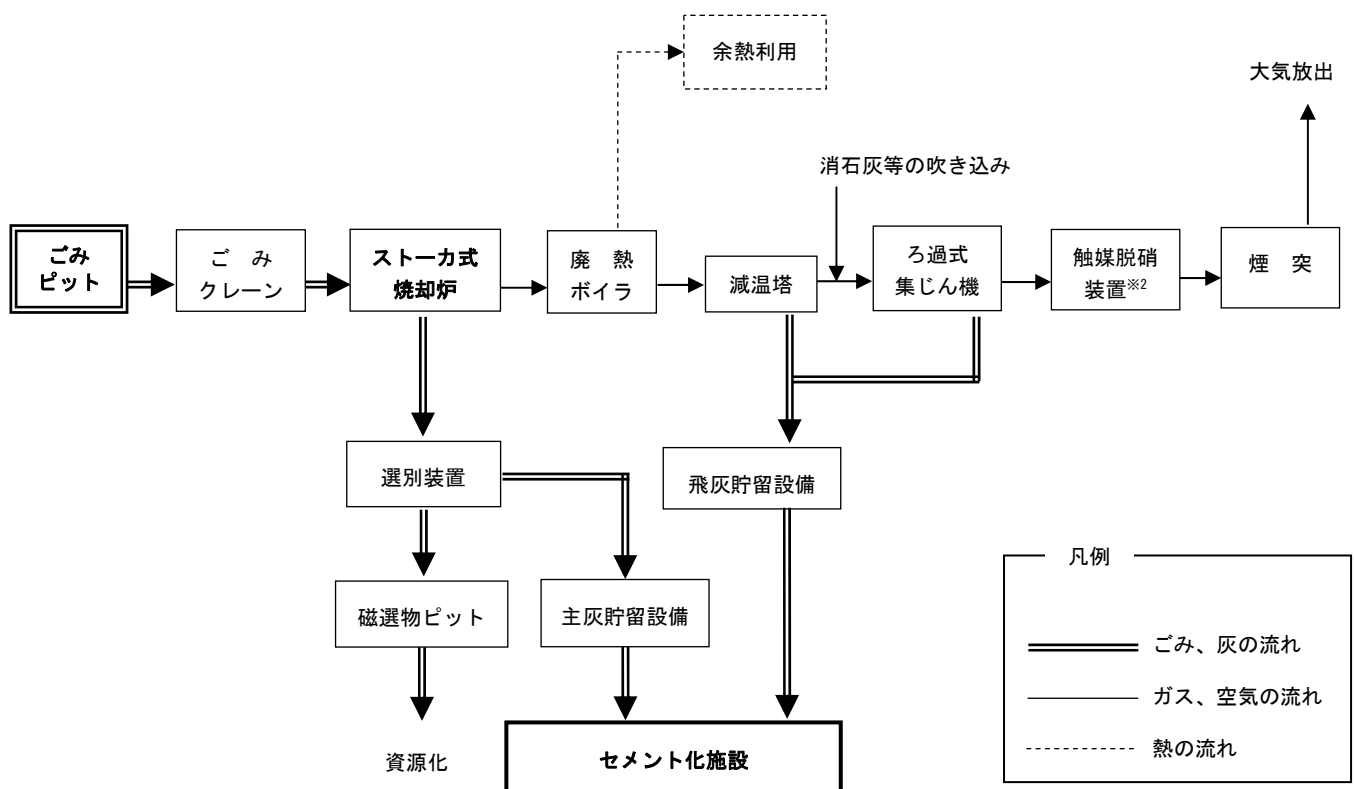
熱回収施設の標準処理フローは、図1-6-1に示すとおりである。

処理方式： ストーカー方式^{※1}（もやすごみの焼却）

焼却灰の処理： セメント会社へ搬出し資源化予定

その他機能： 廃棄物発電、白煙防止機能

※1 ごみを火格子（ストーカー）の上で移動させて処理する焼却炉。



※2 白煙防止機能を有する。

図1-6-1 熱回収施設の標準処理フロー

＜リサイクルセンターの概要＞

リサイクルセンターの標準処理フローは、図1-6-2～4に示すとおりである。

- 処理方式 : もやさないごみ、粗大ごみ及び容器包装以外のプラスチック類の
 破碎選別・資源回収
 : かんの選別・圧縮
 : ペットボトル、容器包装プラスチックの保管・積替え
 : 有害ごみ（蛍光管、乾電池等）の保管
 その他機能 : プラザ機能（啓発施設）
 : 粗大ごみの修理、展示、販売

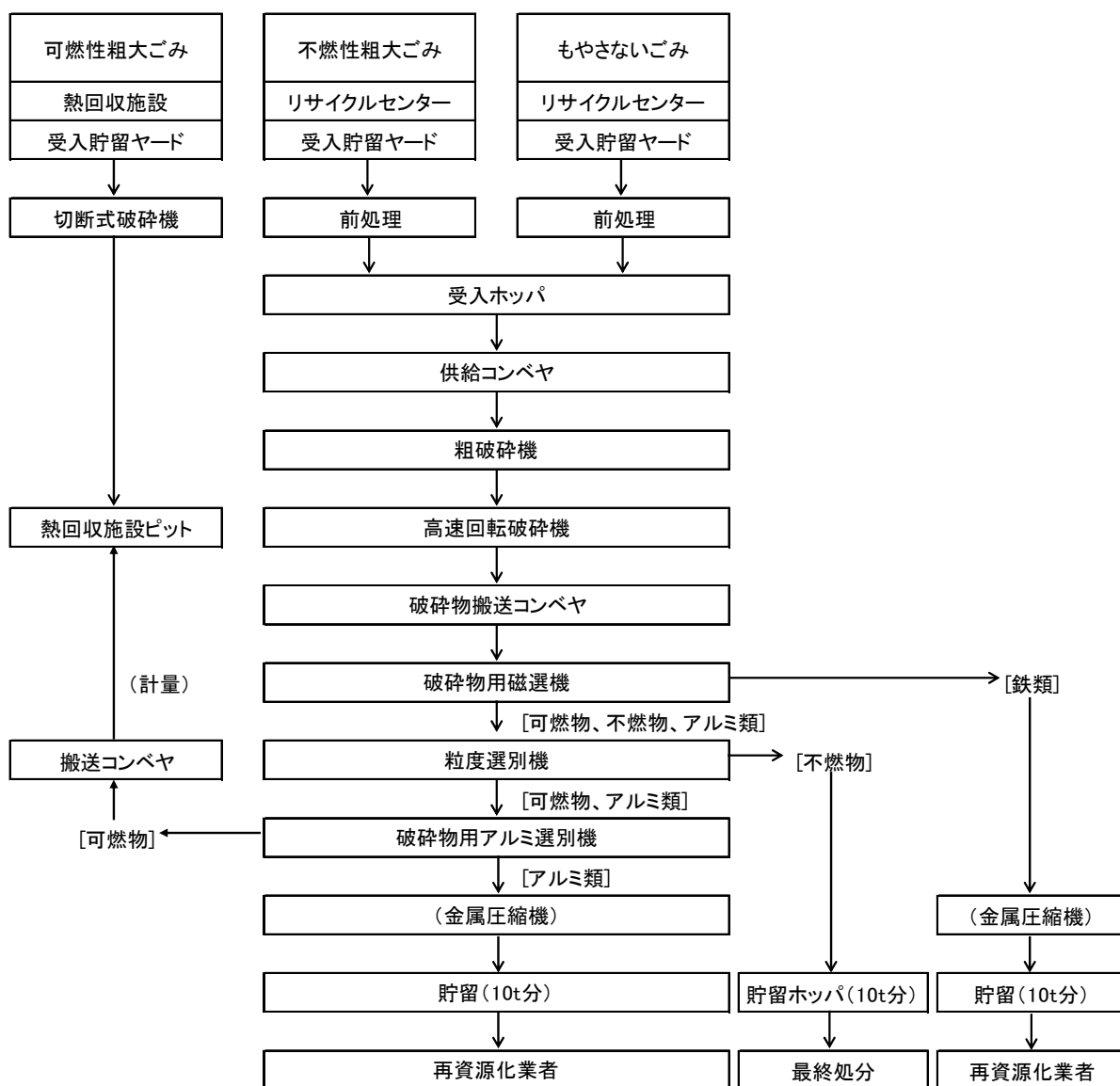


図1-6-2 リサイクルセンターの標準処理フロー（もやさないごみ、粗大ごみ）

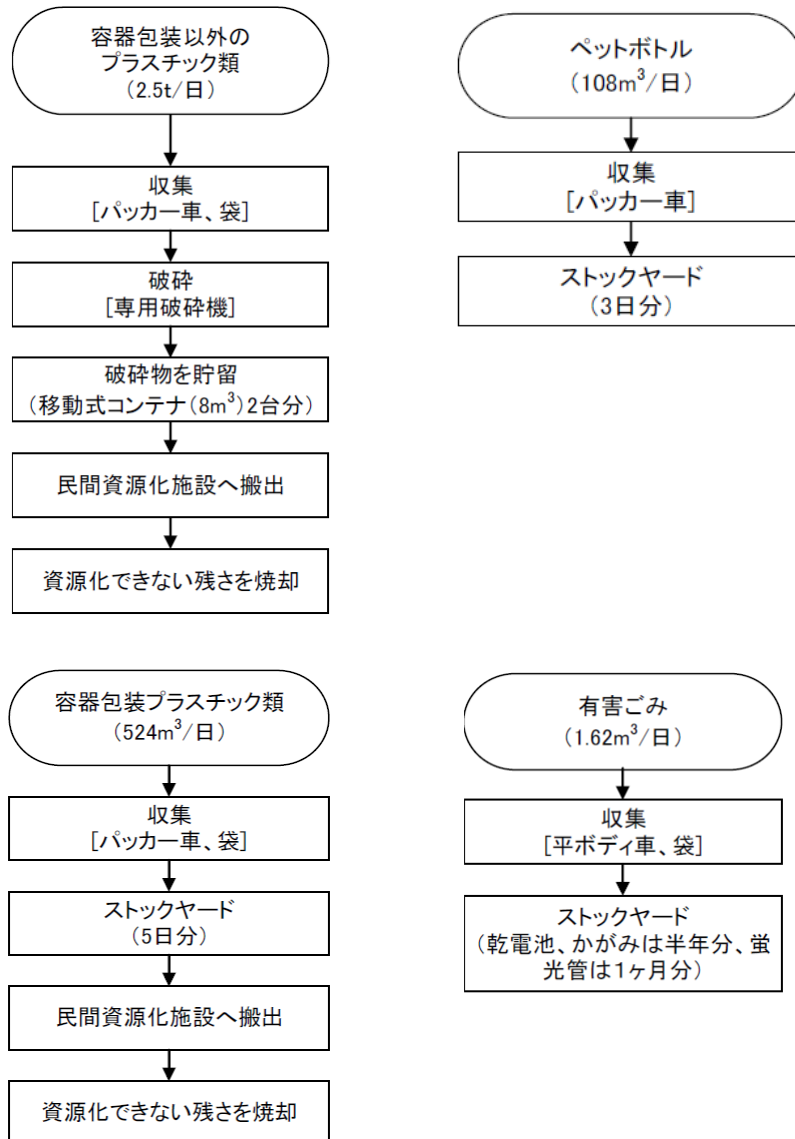


図 1-6-3 リサイクルセンターの標準処理フロー
(容器包装以外のプラスチック類、ペットボトル、容器包装プラスチック類、有害ごみ)

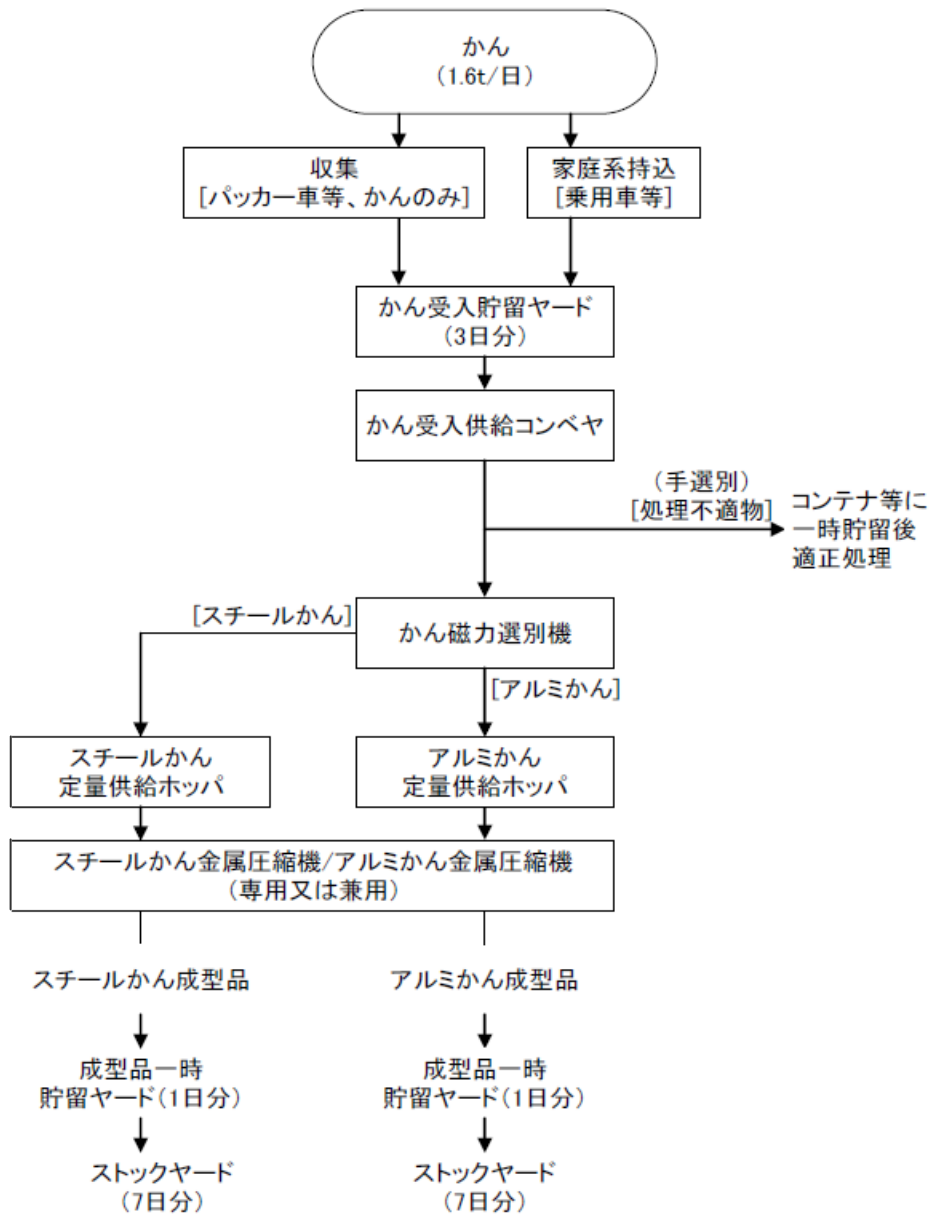


図1-6-4 リサイクルセンターの標準処理フロー（かん）

第7節 施設の構造及び設備

計画施設及び上福岡清掃センターの構造及び設備は表1-7-1に、土地利用計画（案）は表1-7-2に、全体配置図（標準案）は図1-7-1に、断面概念図（案）は図1-7-2に示すとおりである。

表1-7-1 計画施設及び上福岡清掃センターの構造及び設備の概要

項目	計画施設	上福岡清掃センター	
収集区域	ふじみ野市（全域）及び三芳町 ^{※1}	ふじみ野市（大井地区を除く） ^{※2} 及び三芳町 ^{※1}	
処理対象ごみ	一般廃棄物（家庭系、事業系）	同左	
処理能力	142t/日（71 t/日×2炉）	180t/日（90 t/日×2炉）	
ごみ処理設備	受入・供給設備	ピットアンドクレーン方式	同左
	燃焼設備	全連続燃焼式ストーカ炉	同左
	燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ及び減温塔	水噴射式
	排ガス処理設備	消石灰等、バグフィルタ、触媒反応塔	有害ガス除去装置+バグフィルタ
	余熱利用設備	蒸気タービン発電（約2,550kW）高効率な発電施設を整備し、計画施設の機器動力・照明等に利用する。また、新たに余熱利用施設を整備し温水や冷暖房等に利用する。	-
	灰出し設備（主灰）	ピットアンドクレーン方式	同左
	灰出し設備（飛灰）	乾式輸送設備	薬剤固化
煙突	煙突高さ	59m	50m
	その他機能	白煙防止機能あり	なし
排水処理	プラント排水	施設内の循環再利用。または、下水道放流。	施設内の循環再利用
	生活排水	下水道放流	下水道放流
脱臭設備	脱臭設備は受入れ供給設備に設置し、臭気を焼却炉に誘引し燃焼処理する。なお、炉休止時には、活性炭吸着等の脱臭設備により処理する。	通常は焼却炉に誘引し燃焼処理する。炉休止時には、薬剤噴霧により脱臭する。	

備考) ※1：三芳町は、もやすごみのみ搬入している。

※2：平成24年4月1日から大井地区を含む、ふじみ野市全域を対象とする。

表1-7-2 土地利用計画（案）

区分	面積（m ² ）	備考	
建物	熱回収施設	約 4,000	約 80m×約 50m＝約 4,000m ² : 高さ約 35m
	リサイクルセンター	約 2,500	約 40m×約 50m＝約 2,000m ² : 高さ約 20m
	余熱利用施設	約 1,800	約 45m×約 40m＝約 1,800m ² : 高さ約 15m
	ごみ計量機	約 235	
	管理棟	約 100	
	渡り廊下	約 65	
付帯	駐車場・構内道路	約 10,800	ランプウェイ含む
	付替道路	約 1,800	
	雨水調整池	約 5,000	
緑地（芝貼りを含む）	約 9,600		
計画地	約 35,400		



図1-7-1 全体配置図 (標準案)

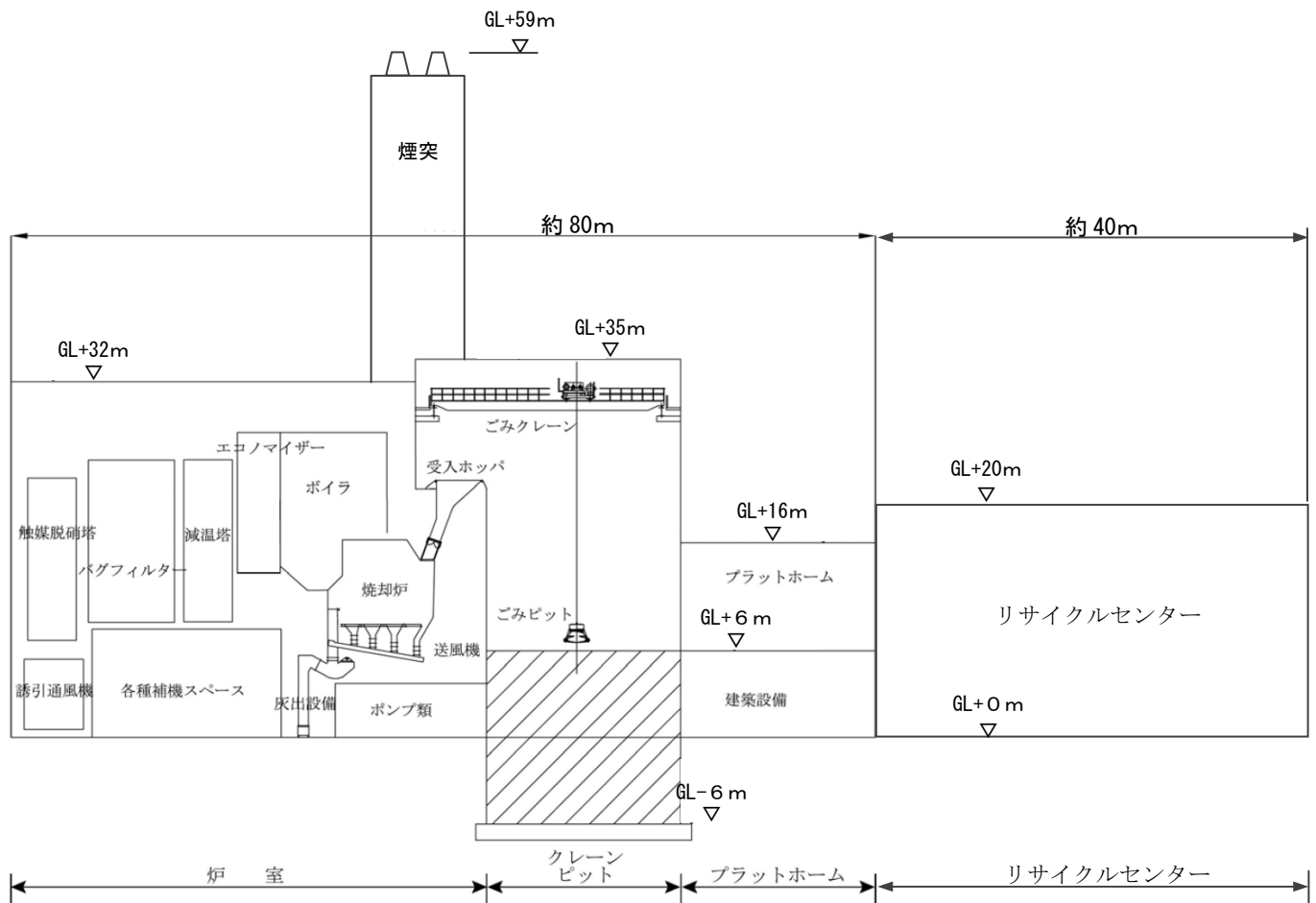


図 1-7-2 断面概念図 (案)

第8節 公害防止計画

計画施設における煙突排出ガスの排出基準は表1-8-1に、敷地境界の自主規制値は表1-8-2に示すとおりである。

運転時は常に自主規制値を満足するよう維持管理及び運転管理に努めるとともに、排ガス測定値等、リアルタイムに表示できる装置を計画地の入口付近等に設置する。

表1-8-1 煙突排出ガスの排出基準

項目	単位	法規制値	県規制値 (上乘せ)	上福岡清掃 センター	計画施設 自主規制値
ばいじん	g/m ³ N	0.08 以下	—	0.01以下	0.01 以下
硫黄酸化物	ppm	1,900以下	—	—	20 以下
塩化水素	ppm	430 以下	123以下	123以下	20 以下
窒素酸化物	ppm	250 以下	250以下 (180以下)	210 以下	50 以下
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	1 以下	—	0.5以下	0.01 以下
その他	排ガス測定値等、リアルタイムに表示できる装置を計画地の入口付近等に設置する。				

- 備考) 1. 法規制値：大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法
 2. 県規制値：埼玉県生活環境保全条例等
 3. 県規制値 () の窒素酸化物は、指導基準である。

表1-8-2 敷地境界の自主規制値（騒音、振動、悪臭）

項目		自主規制値	備考
騒音 (敷地境界)	朝・夕 (6時～8時、19時～22時)	45 dB 以下	騒音規制法に基づく規制基準 (第2種区域)の基準値から 5dB減じた値
	昼間 (8時～19時)	50 dB 以下	
	夜間 (22時～6時)	40 dB 以下	
振動 (敷地境界)	昼間 (8時～19時)	55 dB 以下	振動規制法に基づく規制基準 (第1種区域)の基準値から 5dB減じた値
	夜間 (19時～8時)	50 dB 以下	
悪臭 (敷地境界)	臭気指数	15 以下	悪臭防止法に基づく規制基準 (A区域)の基準値から 臭気指数15とした。

備考) 騒音及び振動は、計画地周辺に特別養護老人ホームが存在することから、基準値から5dBを減じた値で設定した。

第9節 運搬計画

計画地への主要な走行ルートは図1-9-1に、1日当たりの廃棄物等運搬車両計画は、表1-9-1に、廃棄物等運搬車両の種類は表1-9-2に示すとおりである。

計画地は上福岡清掃センターと隣接していることから、主要な走行ルートは現状とほぼ同様となるが、走行台数の分散化を図るため、新たに2ルートを整備する計画である。

表1-9-1 廃棄物等運搬車両計画（往復台数/日）

ルート区分	主要走行道路	廃棄物等運搬車両	
		現況台数	将来台数
Aルート（現状）	県道272号線	138	134
Bルート（現状）	富士見市道5101号線	33	132
Cルート（新規）	市98号線	81	50
Dルート（新規）	市80号線	4	56

備考）現況台数は、交通量調査にて把握した。

表1-9-2 廃棄物等運搬車両の種類

区分	車種	搬入計画
① 家庭系	ごみ収集車等	月～金曜日の5日/週 8:30～16:00
② 事業系		
③ 住民または事業者による直接搬入	乗用車等	月～土曜日の6日/週* 8:30～16:00

備考）※計画施設稼働時の搬入計画を示す。

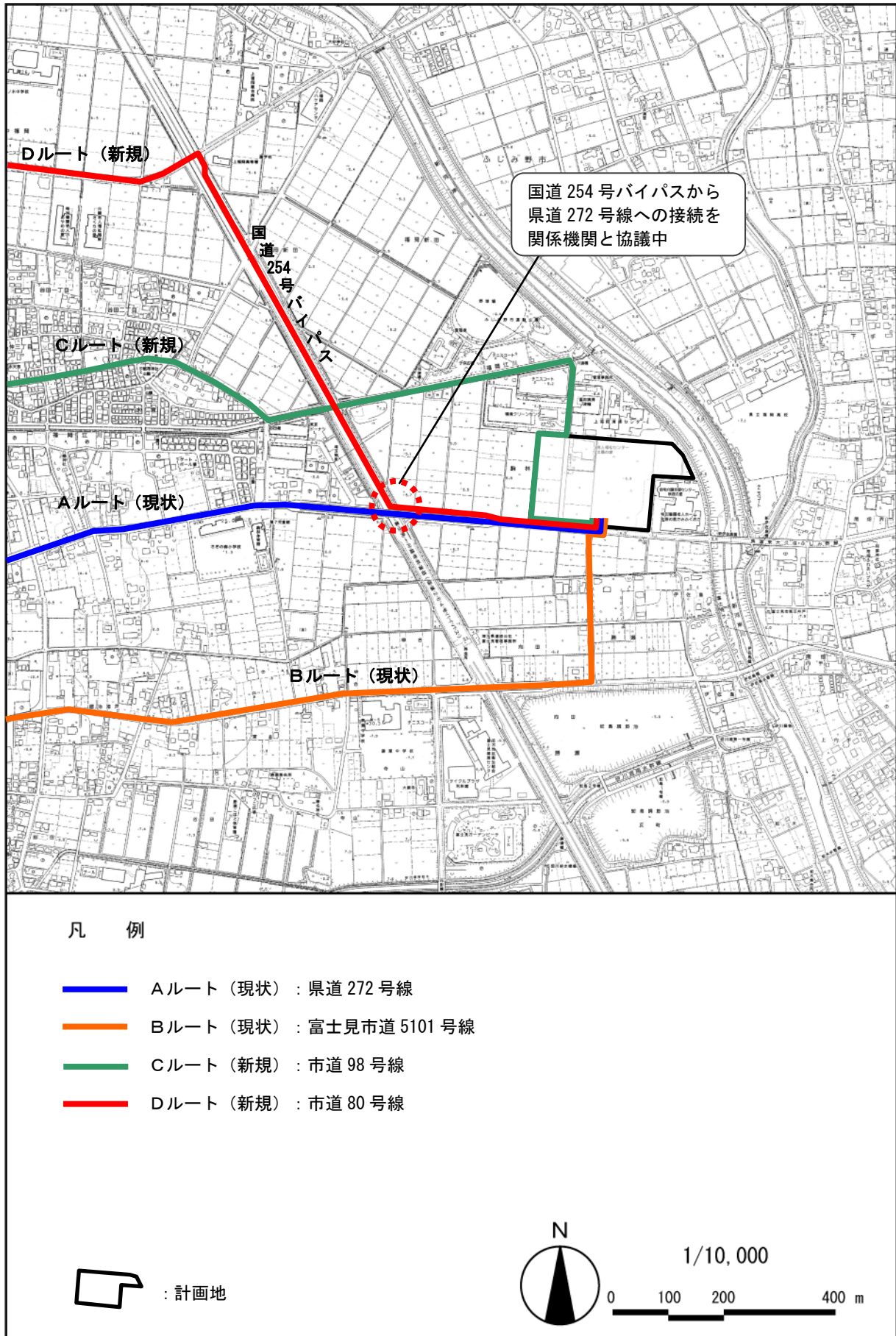


図 1-9-1 主要走行ルート